

第 4 章 人権課題への取組

3 子ども・若者の人権

【現状と課題】

- 1989（平成元）年に、国連で「子どもの権利条約」が採択され、この国際的な動きを受け、日本も 1994（平成 6）年に批准しました。この条約では、子どもを権利の主体として認め、大きく分けて「生きる」、「育つ」、「守られる」、「参加する」の 4 つの権利を守るように定められました。子どもも大人と同様に基本的人権が保障され、大人以上に権利を侵害されやすい子どもは、社会的に保障され、守らなければならない存在です。
- 国内では、1999（平成 11）年の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）の制定や、2000（平成 12）年の「児童虐待の防止等に関する法律」の制定をはじめとするさまざまな法整備が行われ、子どもの人権を保護し擁護するための環境整備が進められています。しかし、急速な少子高齢化や、多様な働き方などの就労環境の変化、核家族化の進行、国際化や情報化の進展など、子どもや子育ての環境の変化は激しく、子どもをめぐる問題もますます複雑・多様化しています。家庭はもとより、社会全体で子育てを支え、安心して子どもを生み育てられる環境づくりが重要になっています。
- 児童虐待への対応については、2020（令和 2）年には、児童虐待防止法、児童福祉法が改正され、体罰禁止の法定化など、制度的な充実が図られてきました。しかし、近年、全国的に児童虐待に関する相談件数が増加する中、本市においても、深刻化する児童虐待に対応するため、相談機能の強化に取り組んでいます。相談内容が複雑化し、解決が困難な事例が増えています。虐待の未然防止や早期発見に向けた切れ目のない支援に取り組むと共に、関係機関の連携、支援体制の強化が必要です。
- いじめの問題は依然として大きな社会問題となっています。2013（平成 25）年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、県においては、2014（平成 26）年に「兵庫県いじめ防止基本方針」が策定されました（2017（平成 29）年改定）。本市においても、市及び各小中学校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止の取組を組織的・計画的に展開しています。また、2021（令和 3）年度より丹波市立教育支援センターを条例設置し、センター内の適応教室「レインボー」、教育相談室、学校いじめゼロ支援チームが連携することにより、児童生徒や保護者、教職員が不登校やいじめ、子育て、児童生徒への指導など、様々な内容について相談できる相談・支援体制を図っています。
- 障がいのある子ども、外国にルーツを持つ子ども、ひとり親家庭、保護者が障がいや精神不安を抱えた養育不安家庭など、社会的援助が必要な子どもとその家庭に対する支援も課題です。教育や保健・福祉部局など、それぞれの制度を担当する部署において、子どもの成長に必要な環境の整備や教育の充実に向けた事業、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置のほか、生活困窮世帯・ひとり親家庭などに対する相談支援、経済的支援、

就労支援を行っています。

○ひきこもり等により、社会との関係が築きづらく、孤立しがちな子どもや若者を支援する必要がある、2012（平成24）年に丹波市子ども・若者サポートセンターを開設しました。生きづらさや不安を抱える本人や家族を対象に、相談員が適切な助言や支援機関の紹介を行っています。

【施策の方向性】

（１）子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

- 児童福祉の理念の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する関心を高めるための啓発活動と、子どもの人権を尊重する意識が高揚する啓発を推進します。
- 学校教育では、差別や偏見、いじめを許さない意識や実践力の育成をめざし、児童生徒が主体となる取組を進めます。
- 家庭教育は全ての教育の出発点であるということを踏まえ、地域の多様な主体が連携・協力し、親子の育ちを応援したり、親と子、親同士が学びあったり、分かち合ったり、つながりあう家庭教育支援に取り組み、家庭・地域の教育力の向上を図ります。
- 子どもに関わる問題の解決に向け、教職員や保育教諭及び保育従事者などの資質の向上を図る研修を推進します。

（２）児童虐待の予防及び早期発見のためのネットワーク充実

- 児童虐待等子どもをめぐる様々な問題について、早期発見や早期対応に向け、行政、地域、教育機関等の関係機関（要保護児童対策地域協議会）が連携し、適切な対応が実施できる体制の充実を図ります。

（３）いじめ、暴力行為、不登校等への対応

- いじめの傍観者にならないための取組を充実させるとともに、教職員、保護者、地域住民が一体となり、市民全体でいじめ・暴力をなくそうとする意識の醸成を図ります。
- 児童生徒や保護者、教職員が、不登校やいじめ、子育て、児童生徒の指導等、様々な内容について同じ場所に対応できるように、教育支援センター「レインボー」での相談・支援活動の充実を図ります。

（４）子どもの貧困対策等、困難な問題を抱える子ども・家庭への取組

- 子どもの抱える問題が深刻化する前に、早期発見・早期対応に努め、幅広い分野での取組を総合的に進めていくために、庁内関係課による連携体制を強化するとともに、対応する相談機能等の充実を図ります。

（５）若者と社会をつなぐ支援

- ひきこもりの状態にある人に対する偏見等を解消するため、理解促進を図ります。
- ひきこもり等により社会との関係が築きづらく孤立しがちな子どもや若者と社会をつなぐ支援や居場所づくりの充実に取り組むとともに、相談窓口の周知に努めます。

(6) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進

- 社会全体で子どもや子育て家庭への理解を深め、市民や地域、関係団体、事業所、関係機関等と行政が連携して取り組みます。
- インターネットやSNSの利用拡大に伴うトラブルの増加を踏まえ、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育の充実を図ります。

【参考】2018（平成 30）年実施「人権に関する市民意識調査の結果（抜粋）」

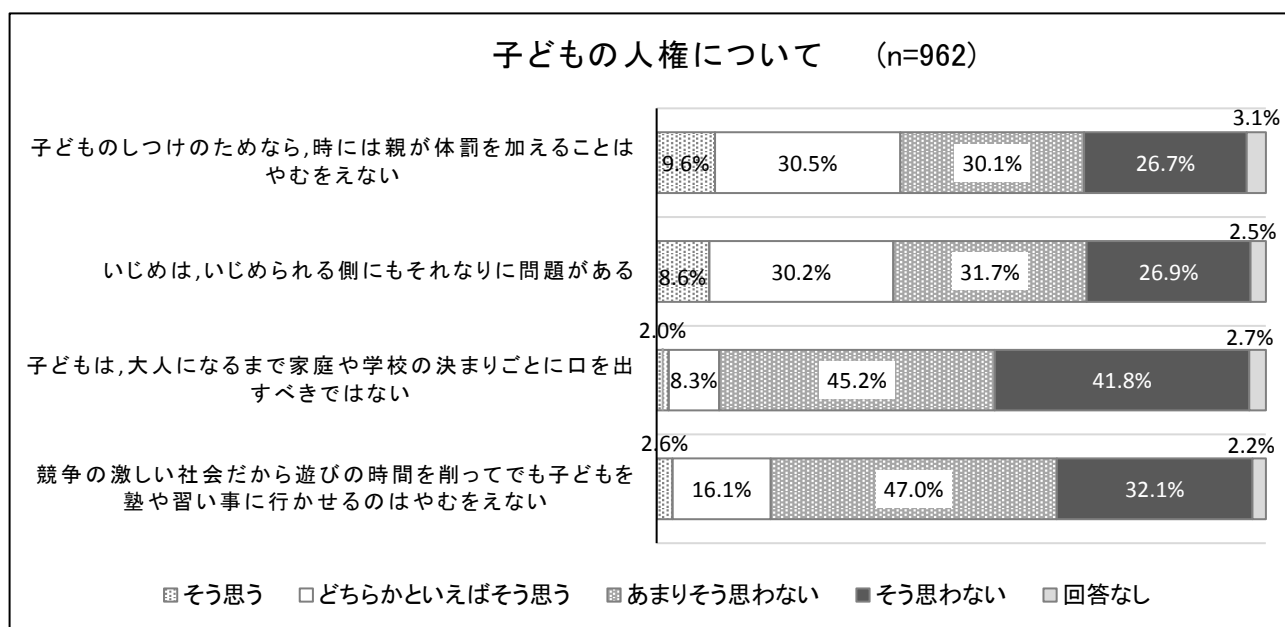
○子どもの人権について

子どもの人権に関する 4 つの意見に対する考え方を尋ね、「子どもの人権を守ろうとする立場」についての意識を調査しました。

「子どもは、大人になるまで家庭や学校の決まりごとに口を出すべきではない」や「競争の激しい社会だから遊びの時間を削ってでも子どもを塾や習い事に行かせるのはやむをえない」という意見については、反対する回答（“あまりそう思わない”と“そう思わない”の合計、子どもの人権を守ろうとする立場の回答）が 8 割前後となりました。

しかし、「いじめは、いじめられる側にもそれなりに問題がある」や「子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない」という意見については、反対する回答が 5 割台後半と低くなっており、「いじめを受ける側にも問題がある」、「しつけのための体罰を容認する」と考えている方も多くおられます。

また、前回調査と比較すると、「体罰」について反対する意見が 5.5 ポイント増えました。



第2次丹波市人権施策基本方針（子ども・若者の人権）

（１）現況

子どもの人権の尊重と心身にわたる福祉の保障及び増進に関しては、日本国憲法や児童福祉法・児童憲章等にその理念等が示されています。また、国際的にも1989(平成元)年に「児童の権利に関する条約」が採択されています。

「児童の権利に関する条約」は子どもを権利の主体として位置づけ、子どもの「生存の権利」、「保護を受ける権利」、「発達の権利」、「参加(意見表明)の権利」などが保障されなければならないとしています。そして、これまで「保護の対象」とされていた子どもを「権利の主体」として尊重していくことが求められています。

少子化や核家族化の進行、子育てに対する不安、家庭の教育力の低下、価値観の多様化、情報化の進展など、子どもを取り巻く環境が大きく変化し子どもをめぐる問題も複雑・多様化しています。全国的には少年犯罪の凶悪化や粗暴化、薬物乱用、学校における不登校化が顕在化し、児童虐待、児童買春や児童ポルノ、体罰など子どもの人権にかかわる問題が発生しています。このような中で、子どもの「教育を受ける権利」を尊重し、教育を通じて人権について学ぶ機会を保障していくことが求められています。また、2000(平成12)年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定、いじめに関しては2013(平成25)年に、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」が制定され、「丹波市いじめ防止基本方針」を2014(平成26)年に策定しました。それを受け各小中学校においても基本方針を策定し、未然防止や対応について協議しています。

丹波市においては、ネグレクト（育児放棄）や暴力などの児童虐待、インターネットが介在したいじめ、不登校などの問題のほか、不安定な雇用形態の下におかれたり、学校卒業後も就労に移行することが困難な若者の増加や孤立化など、子ども・若者と社会の結びつきに関する問題への取組も求められています。

（２）課題

- ・ 児童虐待等、子どもの命を守るための即応性と実効性のある支援策の充実
- ・ 学校・家庭・地域が連携した対応の実施
- ・ 虐待、いじめ等の未然防止のための啓発活動と相談体制の強化
- ・ 子どもたちの豊かな人間性と人権感覚の育成
- ・ 引きこもり等により社会との関係が築きづらく孤立しがちな子ども・若者への支援体制の充実

（３）施策の方向性

①保健・福祉の充実

家庭や地域が、母子保健や子育て学習センターなどの関係機関と連携して、子どもが家庭や地域で健康・安全で情緒の安定した生活が送れる環境づくりを推進します。

また、労働形態の多様化に対応した保育形態を考え、子育てと仕事の両立を可能にする取組を支援していきます。また、学校での諸問題や親子関係など子育ての悩み相談事業の充実や、教育を受ける機会を阻害する家庭環境や貧困などの問題への対応・支援に取り組みます。

②児童の虐待防止

近年大きな社会問題となっている「児童虐待」の防止については、川西こども家庭センター（児童相談所）と学校・子育て学習センター・教育委員会・保育園等関係機関との連携・ネットワーク化による共通理解を深め、発生予防、早期発見、早期解決をめざして取組を進めます。2008(平成20)年10月に「丹波市いじめ・虐待追放のまち宣言」を行い、2014(平成26)年には「丹波市いじめ防止基本方針」を策定するなど取組を進めており、子どもたちが安心して暮らし健やかに成長していけるよう、子育て支援や「いじめ・暴力ゼロ市民運動」の推進など、明るく住みよいまちづくりを推進していきます。

③人権教育の推進

学校における人権教育は、それぞれの校区や学校の人権課題を明らかにして、丹波市教育振興基本計画に基づいて推進していきます。人権教育の目指す方向性を明らかにし、着実に児童生徒の人権認識やその実践的態度の形成を図ります。

また、様々な障がいや障壁により支援が必要な児童生徒については、家庭・地域・団体等との連携を図りながら、児童生徒の「生きる力」を養っていけるよう、適切な対応、具体的な解決に取り組んでいきます。

さらに、教職員に対する人権教育の推進を図り、教師の児童生徒への体罰やスクール・セクシュアルハラスメントの根絶、人権意識・認識の向上、指導者としての教養・倫理及び専門的指導力の向上を図ります。

④子どもの育成・安全確保

青少年の健全育成、人権教育の向上にむけて、関係機関の連携強化を図り、地域・学校・行政を中心に生きる力や、命を大切にする心を育てる事業を展開していきます。子どもの人権意識の向上を図り、社会的に自立していけるよう、保護者のみならず行政・学校・企業・地域社会・市民がそれぞれの役割と責任を果たします。このため、市民等に対し、あらゆる機会を通じて子どもの安全・子どもの権利を守るための啓発活動を推進していきます。

また、登下校時における子どもの安全確保などのため、互いに協力し地域全体で子どもの健全な成長を支える取組を推進していきます。

⑤若者と社会をつなぐ支援

引きこもりやニートなど、社会との関係をうまく結べない若者に対して、「丹波市子ども・若者サポートステーション」や「丹(まごころ)ワークサポートたんば」などでの相談しやすい体制や雰囲気づくりを行うほか、学校・地域・団体・行政等が連携して支援する仕組みづくりや居場所づくりについて取組を進めます。